

大人もこどもも着用しよう！

命を守るヘルメット

道路交通法の改正により、
全ての自転車利用者に
ヘルメット着用が
努力義務化
(令和5年4月1日施行)

大切な命を守るため
自転車を利用する際は
乗車用ヘルメットの着用を。

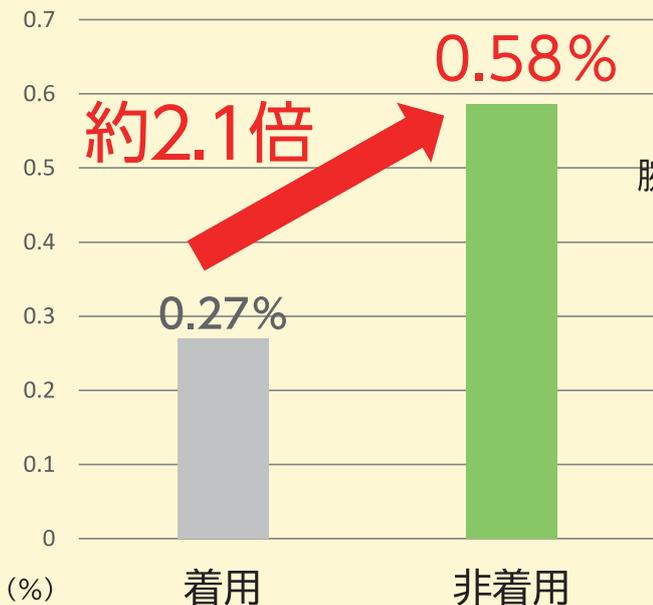
電動キックボードを
利用する時にも乗車用
ヘルメットの着用が
努力義務化
(令和5年7月1日施行)



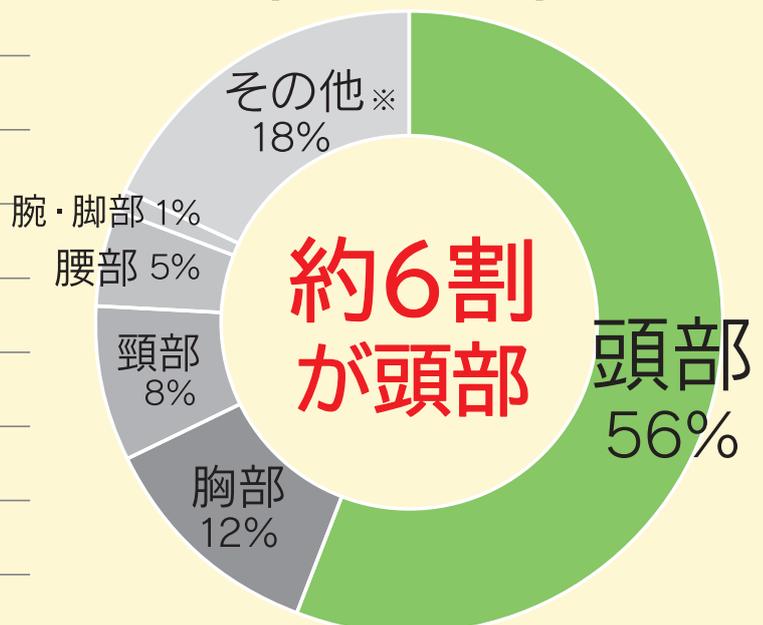
佐賀県交通安全
キャラクター
マニャー



ヘルメット着用状況別の致死率
【H30年～R4年全国】



ヘルメット非着用の
自転車乗用中死者の致命傷の部位
【H30年～R4年全国】

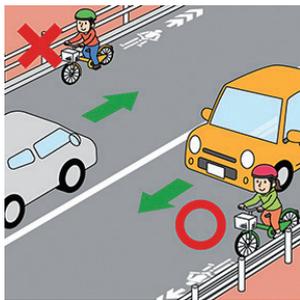


※「その他」とは顔部、腹部など

出典：警察庁データ (2018～2022) より

自転車安全利用五則を守って安全に！

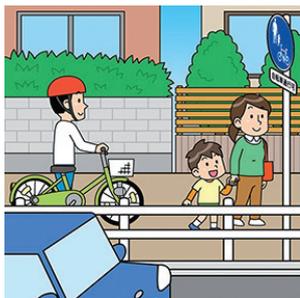
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



道路交通法上、自転車は「車の仲間」です。車道通行が原則となり、車道を通行するときは、道路左側を通行しましょう。

違反した場合

3か月以下の懲役
または、5万円以下の罰金



歩道を通行する時は、車道寄りを徐行しましょう。

違反した場合

2万円以下の罰金
または、料料

② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認



信号無視は重大事故に直結します。信号は必ず守りましょう。

一時停止標識のある場所では必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



違反した場合

3か月以下の懲役
または、5万円以下の罰金

③ 夜間はライトを点灯



無灯火は、周囲から自転車が見えず、大変危険です。

夜間はライトを点灯しましょう。

違反した場合

5万円以下の罰金

④ 飲酒運転は禁止



飲酒運転は大変危険です。

自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

違反した場合

酒に酔った状態で運転した場合

5年以下の懲役
または、100万円以下の罰金

⑤ ヘルメットを着用



大切な命を守るためにも乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。

もしもに備えて／ **自転車保険に加入しよう！**

■ 自転車事故による高額賠償事例

判決認容額	事故の概要
約9,500万円	男子小学生(11)が自転車で走行中、歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は頭部に傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

令和3年7月から佐賀県でも「自転車損害賠償責任保険(自転車保険)」などへの加入を、条例で**努力義務化**しています。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。